近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

-丹後田辺牧野家領の公事出入を例として――

井 ケ 田

良 治

はじめに

丹後田辺牧野家領郡奉行所の裁許の特色

二 公事出入日記

1 跡式出入

三 公事出入伺進達控

2 支配違の出入

1 質地出入一件 (支配違出入)

2 肥草薪山出入

同志社法学 五八卷一号

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

 $\widehat{\underline{}}$

はじめに

うのが、 奉行所 所内の動きは明確ではなかった。近年になって高橋敏氏の 事裁判実録」で紹介した「縫殿助在府日記」などが唯一のものであったが、その素材は訴訟当事者の日記であり、 たものではない。一事件の裁許過程をたどったものとしては、かつて、中田薫が『法制史論集第三巻の 定所の手続きであり、さまざまな諸史料を渉猟して、組み立てられたものである。 事訴訟法史』(一九八四年創文社刊)の第一編でまとめられているが、そこで解明されたのは江戸幕府の奉行所ない () の全体像や奉行所側の裁許手続記録を紹介したものはなお数少ないというのが現状である。 ているが、 「御徒文書」)の整理を指導された安藤正人氏の『江戸時代の漁場争い』(臨川書房、 近世民事訴訟法の詳細については、はやく小早川欣吾『近世民事訴訟法の研究』があり、近年石井良助氏の『近世民 『民事訴訟文書の史料学的研究』 本稿のねらいである。 かならずしも訴訟手続の法制史的解明を企図したものではなかった。まして幕府以外の諸藩の民事訴訟手続 所収)が、この点での新しい地平を切り開きはじめたばかりである。この空隙を少しでも埋めてみたいとい (『高木俊輔 ・渡辺浩一編著 『江戸の訴訟』(岩波新書) 『日本近世史料学研究』北海道大学図書刊行会二〇 一つの事件の訴訟の全過程をたどっ 一九九九年刊)と同氏の が生き生きした訴訟の姿を叙述し 松江藩郡奉行所文書 徳川時代の民 松江藩郡 (通称 奉行

は大きく次の三つに区分できる。 城を有した譜代大名牧野家領の郡奉行役所の記録文書である。 現在京都府綾部市立図書館に架蔵され 「丹後田辺藩裁判資料」と称されている史料群は、 前述の空隙を埋めるのにもっとも適当である。 近世の後期に現舞鶴市に居 その内容

郡奉行役所の公事方の裁許過程を記録した、郡奉行名義の一件一冊の日並記録であり、「公事出入吟味物日

提出された訴状や証拠書類などの文書も写しとられている。文書そのものは裁許終了後、 記」と名づけることができる。そのなかには、奉行役所の業務の記録や奉行役所発給の文書の控は勿論。 本牧野家領では一件袋は残存していないので、何と呼んだかは不明である。とりあえず、一件袋と呼んでおこ 日記には文書目録が記されている。これと類似の一件文書を封入した袋は、福知山藩では一件袋と称してい 奉行によって一件文書として 郡奉行役所に

が一四二件、吟味関係が一四三件の写である。 の「日記」は文政六(一八二三)年から明治四(一八七一)年までとびとびに残っているが、その内訳は公事出入関係 一件袋は、松江藩の郡奉行所のものが「御徒文書」として島根県立図書館に残っている。さて牧野家領郡奉行役所

で二八七件に関するもので、 第二は、「公事出入吟味物伺進達控」と表紙に記したもので、文化一○(一八一三)年から明治三(一八七○)年ま 裁許を直接担当した郡奉行ごとに冊子となっている。これは奉行役所での吟味が進行し、

奉行役所内で判決ないし和解の方向が見通せるようになった段階で、奉行役所内での評議が

事実関係が明らかとなり、

裁可を得るための伺書の控えである。 典拠法としての「御定書」に依拠し、類例や見合例を検討した末、判決原案が作成され、それを御用番家老に もっとも、下知が決まったことをも付記しており、その意味では、 伺

されている。 第三に「御代官公事出入吟味物何進達控」(公事方)と表紙に記した冊子があり、それには代官所での裁許が六三件写

指令を一括した裁許機関内部の書類といえる。

第一のものは、 以後「日記」と略称し、第二の伺進達の控は「書類」と称しておこう。

が、その内の約二五五点が法制資料である。とくに、「刑罪筋日記抜書」と題する一八巻は、文政六(一八二三)年に この他に、 牧野家領郡奉行役所保管の文書群としては、谷口房治家文書三一四点が京都総合資料館に寄託されている

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

されたのであろう。そのあとに続く文化六年以後の「日記」は明治維新を迎えたために「日記抜書」が作成されなくな 作成されたもので、享保一〇(一七二五)年から文政五(一八二二)年にいたる「吟味物日記」から判決の部分を抜粋 し、先例として後の裁許の際に参照に供したものとおもわれる。その作成の結果、素材とした「日記」そのものは廃棄

偶然廃棄されずに、その一部の写が今日まで残存したのであろう。なお「日記抜書」は参照の便のため「火

不敬、 不行跡、えた、 に分類され、一八巻の冊子の形で残されている。

強訴・不孝・喧嘩・密通」一巻をはじめ、盗賊、博奕、御赦二巻、

出家沙門、

雑記四巻、

旋背四卷、

偽カタ

附・人殺・

った結果、

日記、進達控のなかから、いくつかの公事出入関係の史料を紹介し、 近世譜代大名の公事出入物の裁許手続

きの実態、 とくに裁許の記録・書類の作成を中心に明らかにすることを目的とするものである。

内容にはいる前に、丹後田辺牧野家領支配の特徴をあげて置こう。

丹後田辺牧野家領郡奉行所の裁許の特色

丹後田辺藩の初代藩主となった牧野親成 (チカシゲ)は承応三(一六五三)年から寛文八(一六六八)年まで京都所

司代の職にあり、 その後丹後田辺三万五千石に封じられた。三代因幡守英成は、享保三(一七一八)年から享保九

七二四)年まで寺社奉行加役の職にあり、 同年から享保一九(一七三四)年まで京都所司代となった。五代豊前守惟成

(コレシゲ)は安永六(一七七七)年から天明三(一七八三)年まで寺社奉行を勤めた。このように丹後田辺の牧野家

は、譜代大名のなかでも、とくに所司代・寺社奉行などの幕府の裁許にかかわる要職に就く機会が多かった。

御手留之類、 牧野家領郡奉行役所文書のなかにある「寺社御奉行御加役中御手留之」と題した冊子には 林六三郎奉行勤務中御預り申帰候節、 役向見合ニ相成候分、荒増旧記方ニ而抜書致置候ところ、今文政六 「文化十酉年江戸屋鋪

帰国し、 因幡守掛り分」とあることからすると、寺社奉行加役の三代英成の関わった記録を、 年二月□為致置、臼井忠之丞調」と記してある。「享保三戌年より同八年卯年まで、評定所式日立合公事訴訟裁許 郡奉行の裁許手続きに見合の例として役立ちそうなものを抜き書きし、文政六年に奉行所に設置したものであ 郡奉行を勤めた林六三郎が預って

ろう。

関する、 たものと思われる。『三聴秘録』は、 林丹下新開三司馬、 また、谷口家文書のなかにある「三聴秘録」写九冊のなかには、「当役所取扱見合留置可然由ニ而 主君が幕閣に連なった際に入手した「問答集」の一つたる『三聴秘録』を筆写し、それを安政二年に冊子と仕立て いわゆる領分支配型問答集である。 役中為写置候付、 雁の間詰め譜代大名家の江戸留守居役が編纂した問答集で、大名の支配・統治に 此度綴上ケ補裡置、安政二年六月、 詳細は、大平祐一氏の『三聴秘録』(問答集五、創文社二〇〇一年刊) 田中求馬・園城寺市右衛門」と記されてお 成御廻、 弘化二年 の解

については、 府法と藩法との関係」で服藤弘司氏のいう幕府追随型であったといえる。しかし、後にみるように、 いるから、幕令に抵抗した形跡もあり、 このような牧野家の来歴をみると、この藩の裁許は、『刑事法と民事法』(創文社一九八三年刊)の第一 幕末とはいえ、 他領引き合いの事件で、永代売買を認める決定をして、京都町奉行所与力に返書を送って 幕府追随は、高度に技術化した幕府の裁許手続きにとどまったのかもしれな 田畑永代売買禁止 編第四章

題を参照されたい。

いずれにせよ、まず、日記による具体的な事例をみよう。

Vi

同志社法学

公事出入日記

1 跡式出入

亘るが、 ることとする。同日記は、村上一博氏の解読したものが、『同志社法学』一九四に掲載されている。本章では、 文政十一年十二月十三日出訴、 同日記から抜粋し、 主要部分を読み下し文にしながら、民事裁許の過程を紹介することからはじめたい 翌正月廿日裁許の「布敷村定右衛門、同村定治跡式出入」を例として日記の内容をみ

記載は、 日並つまり日記風になされているが、その書き出しは十二月十三日出訴以前の十二月十日からはじまってい

る

段、御代官植木半五へ被届出候付、 心得候樣、 「子十二月十日 右出入之儀、大庄屋口上ニ而品々為申候へとも、難納得其上出家へ携候趣も相見へ候付、 公事宿え罷出願出候様、 可被申達旨、 掛三右衛門御代官同人へ申達ス、右之趣被相 差戻候

小谷次郎左衛門え掛同人より申達ス」

は、 と御用宿(公事宿)の新町茶屋楠右衛門が差し添って来て、別掲のような「訴状」を郡奉行役所の公事方へ提出した。 た、当地では「調方」と称する、 ておくようにと小谷次郎左衛門へ奉行から申し達した、というものである。小谷次郎左衛門はおそらく本事件を担当し て公事宿へ行って願い出るように申し達するように、担当奉行の寺井三右衛門が代官植木へ指示した、このことを心得 納得させることが難しく、寺の僧侶がかかわるようになったので、大庄屋はこの件を差し戻し、代官植木半五へ届け出 ここには出訴以前の経過が要領よく記されている。すなわち、この出入事件は、大庄屋が口頭で色々と調停したが、 四つ時、すなわち不定時法では冬のことであるから、現在の十時半頃に、訴訟人布敷村定右衛門に庄屋五郎左衛門 町奉行役所の与力に該当する郡奉行役所の役人だと思われる。さて、十二月十三日に

公事方は訴状を目安糺の上で請取り、訴人たちを控えの座に下げ置いた。奉行役所内では、小谷次郎左衛門が差し出し た訴状を奉行が 訴人たちを公事方へ呼び出し、小谷次郎左衛門が、 覧、 次郎左衛門が、明日裏書きをして相渡してよいかと申し聞いたのに対し、 訴状はたしかに受け取ったので、 明日十四日四つ時、 奉行はよかろうと話 午

訴状の表題は 「跡式出入」とあり、訴訟人は定右衛門、相手は同村定治であり、その概要は次の通りである。

前十時半頃に罷り出るように、と申達して、宿に戻らせた。

譲状通りに相続できるように、裁断していただければ幸いである。定右衛門が署名捺印し、 養母の事が骨身に染みて心配なので、やむをえず訴訟する次第である。どうぞ、相手方の定治を呼び出して吟味の上、 われる。そんなことになったならば、養母は定治の継母に当たるので、ことさら難渋するだろうし、私の女房も弟妹 も焼き捨ててしまえなどと申す者まであらわれたが、承服できない。第一に亡き父に対して申し訳なく、 養子でもあり、 を相続していた。思いがけず今年三月廿四日に養父道友が死去してしまったところ、今年五月廿四日に定治が定右衛門 に引っ越してきて、道友から田地と家屋敷・家財などを譲られ、 (いずれも道友の実子であろう)もおなじく難儀して散々になり、親類の世話にならざるをえなくなろう。 定右衛門の養父道友には実子がいたが、総領たる定治は父道友の意に沿わないので別家させ、定右衛門を婿養子にし 親類に頼んで、定右衛門の兄大俣村の金次郎方へ申し込み、熟談の上、 定治の腰押しするものがあり、八月廿一日、定右衛門を別家にし、本家は定治にするときめたので、 当日から定治が相続すると理不尽の儀を申し掛けてきた。亡き父には申しわけないことだが、 何事も穏便に控えておれば、 親類のものが理の立つようにしてくれるだろうと思い、我慢しておった。 譲り状の他に田畑の箇所付の帳面をも受け取って、家 定右衛門は去る戌年 宛て先は御奉行所様とあ (文政九年) 八月 甚だ不審に思 なによりも 定右衛門は 譲り状

る

同志社法学

同志社法学

五八卷一号

翌十四日に定右衛門へ渡した訴状の裏には、次のような裏書がなされた。

退蔵 の庄屋年寄五人組宛になっている。このなかの「寺三右」つまり寺井三右衛門は担当奉行であり、寺田退蔵は相奉行で すなわち、「如斯訴状差出候間、返答書認、 印」とある。日記では、朱書で「掛り 来ル廿八日役所江罷出可対決者也」「子十二月十四日 初判」と説明している。宛名は、 紙の奥の下方へ下げて、 寺 定治と布敷村 三右 印・寺

げ渡し、小谷次郎左衛門が、早速相手方へ相渡し返答書を書かせ、訴状を写し添えて廿七日双方一同が出頭して届ける ようにと申し渡し、訴状と無印の添え書きを手渡した。無印の添書は次の通りである。 このように、十二月十四日には、 定右衛門と差添庄屋と公事宿の亭主とを公事方に呼び出し、予定通り訴状裏書を下

ある。この裏書き手続きは、幕府中央の奉行所での訴状の取り扱いどおりである。

ろう。こうして訴状は訴人本人の手によって被告に送達されたのである。 の上部に押切印が押されている。ということは、奉行所に同文ないし控書があり、 は朱書によると、奉書半切壱枚に認めてあり、 訴状裏書被下候間、 早速相手之ものへ相渡致返答書写訴状相添、 上包みは美濃紙半枚で端を折り、 来廿七日四時双方一同罷出可相届者也」この添書 その上に それと添書本文とを割印したのであ 「書付」と認めてあり、

紙に認めて提出した。 これに対し、定右衛門は、 たしかに訴状裏書などを受取ったので指定の日に出頭することを約束する旨の請書を、

こうしてはじまった本裁許の次回の開廷日は十二月廿七日であった。ところが、その朝九時半ころに双方の公事宿

ころになって、公事宿忠左衛門が、 び、本人が出られないなら、 亭主たちが役所へきて、 定治が今朝出掛けににわかに腹痛で出られないという。そこで、相手方定治の差添の組 親類のものが名代になってでも返答書を差し上げるようにと指示した。同日の午後一時半 定治の体調が良くなったとのことで、五人組親類が差し添って出ると届けてきたの 頭を呼

を提出した。 で、すぐに役所へ召しつれ出頭するようにと申し達した。その結果、定治は、午後の二時半近くなって出頭して返答書

そこで、忠之丞・仙蔵(おそらくは同心クラスの下僚であろう)が立ち合って返答書を請取り、控は留置き、 本紙は

十五日過ぎに罷出るよう申し達した。もっとも、定治は印形を失ったので、以前使っていた印形を使用したいとの届け 返答人に渡し遣わし、来る正月十五日過ぎにまた罷り出るように申達した。同じく、訴訟人定右衛門方にも同じく正月

が布敷村の庄屋を通じて提出されている。

てきたが、不調法のことがあって親父に叱られ、しばらくの間、家を追い出され、御中間の日傭などしていたが、仲立 父道友が七年前の巳年に隠居してからのちは、 被告の返答書は長文のものであるが、その要点は次の通りであった。要約しておこう。 自分が跡を継ぎ、御上様の御公事などを不調法のない様四五年つとめ

と返事した。だが、そのことについてなにも検討せず、聟の来た四月二十八日にも私は池姫の宮へ人形を観にいってい ちの口をきくものがあって村に罷り帰っていた。そこへ別所村高福寺さんと宇四郎がきて、父道友から聟養子を取りた いと頼まれたが、知っているかと、聞いてきたので、「親父望に御座候はゝ、御世話可被下候、私は私より了簡御座候」

にも愚鈍な私ではあるが、余り押しつけがましいことで残念だったので、京田村善福寺と野村路村の宝寿寺へいって右 共がまいり、 れ、不審だったが、親父の気に逆らうのは宜しくないと考え、いう通りに上の家にまいっていた。そののち、 私に相談もなしに離れ証文を書いて印形を押し親類の印形も取る様申したが、私は承知しなかった。 親類の者

て婿入りのことはなにもしらなかった。二三カ月ばかり以前に、親父から定治は上の家にしばらく行くようにといわ

戒めてくだされ、そののち親類の者へ話してくだされた。昨年の三月ごろに高分けの書付をしてくれたが、何とも承知 の趣を怒って咄したところ、両寺ともに、何があっても「がさつ」ケ間敷ことはせず、不法なことを申すでないぞと、

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

九

この家は定治が支配する、と申した。宝寿寺は縁者なので、その席に居って定治の申すところは一理あると思う、 だ、私が相続したことは、 ころで、皆に話した。一旦私が相続して親類中にも披露したのに、その後、私に相談もなく、高分けなどしたのは何故 寺を呼んでくれといわれ、 免してくれと謝ったので、その日から私が万事を支配していた。 いかがと尋ねたので、親類の者たちは、放心の親父にたぶらかされ、 しなかった。今年の春に父が病気になった折も、私たち夫婦で昼夜付き添って看病していたが、ある日野村路村の宝寿 衛門へと定め、親の気に入った方へ親父分の五石を引き込むということで和解してはどうかと、いわれたが、 せずにそのままにしていたところ、またも村庄屋が私どもを呼び寄せ、 で、母ともども落涙した。三月二十三日に父が亡くなり、その忌中を相勤めて五月二十二日忌明けに親類が集まったと 自分は、 世話人の宇四郎が、それは親父に頼まれたからで、婿入り前に話した時には定治も承知したではないかと 親類一同の意思というより世話した両三人のやったことで、もし私の言い分に異存がなけれ 隠居の話は親父の望みだからと文句を言わなかったが、その節に「私が了簡御座候」と申したはず 御上様まで隠れなきことだ、しかるに、定治に相談もなく、 翌日宝寿寺が来たところで、親父は我が死後伜のことを頼むといい手を合わせ落涙するの 不東なることをしました、申し訳ない、真っ平御 高五石は定治へ、高五石は道友へ、五石は定右 別家などと申立てるのは 本日から 皆々

で来てお世話になったと返答してきたので、余念のないものと思っていた。 を分けて隠居したものはいない。 村の宇四郎から承助に話したところ、承助は私一身のことなので、兄に相談しなくてもよいと承知し、 八月二十一日に下村源右衛門と同村の五郎平がきて、善福寺・宝寿寺もまいり、 承助へ高四石ばかり分けてはどうかと相談したところ、株内の者がいうのには、当村は小高なので、 村の振合は三石というので、三石五斗ときめ、そのことを立ち会い人の源右衛門と居 株内のものと親類を呼び寄せ、 わざわざ本宅ま これまで四石 相談

無用のもので、残して置いては後日に面倒なこともあろうから焼き捨てるか反故にしてもよいがどうかと提案があった のことだった。老耄放心の親父と親類のものがいうのを聴くと、この譲り状はたしかなものとも思われないから、 承助が早速承知して済んだので、善福寺がいうのには、宝寿寺が庄屋にたずねたところ、庄屋の役印を押していないと 訴状には、譲り状を焼き捨てようと言うものがあったとあるが、これは、八月二十一日に分け付けが決まった時に、

いたし居り候故」その後も度々参りなにかと世話になっており、後者は、縁者で前々参って何でも相談していたわけ 腰押しするものありというのは、善福寺・宝寿寺の両寺のことで、前者は私が「幼年之手習に参り、三四年寝

のに対し、株内のものが皆々承知いたしたので、無用のものだと申したのである。

いっており、 訴状には、「継母可及難渋之義ハ勿論私とも女房弟妹」とあるが、右弟は親父が生きている内から、 承助の女房は六月以来どこへいったかわからない。母と妹は定治が養育し大切にしている。 けれども、承

で、今度は格段にお世話を頼んだのだものである。

ている。分らないことは両寺にきいてほしい。以上、願いの通り、仰せ付けてほしい。 助が彼是というので、定めし心配しているだろうと気の毒に思うが、格別の難渋なることはない様に養育したいと思っ

以上が定治の答弁書の概要である。訴状の各項目に逐一反論していることがわかる。 文政十二年正月十七日の日記には、原告被告とも、村役人と五人組の者に付き添われ、来る二十日に罷り出て、

るよう伝えるようにと、御用宿両人へ申し達した、とある。

かくしてむかえた正月二十日開廷日の日記には、「立会退蔵・三右衛門、 出席次郎左衛門、小頭両人、 掛り忠之丞、

人・五人組と双方の御用宿のものが出廷している。「五人組筵之上へ出ル」と記されて村年寄への注記がないのは、村 同心出人高嶋甚助・塩野此介」と出廷した役人が記載され、法廷での経過が記録されている。 訴訟人と相手方や村役

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

同志社法学

役人は筵に坐るのが当然だったからだろう。

出廷は九つ時すなわち正午で、訴状返答書を差し出すよう忠之丞が申し聞かせた上、 御用宿の忠左衛門が取り次いで

差し出し、忠之丞が受け取って読み上げ終わって、

右衛門相続いたし罷在候処、道友死去後忌明之上今日より此家ハ其方支配いたすと申、 朱書で、「訴状返答書読、口上」と記し、定治へ、「去る巳年田地家財等其方へ譲候へとも、一旦追出され、 道友病中二其方へ相続可致様申渡候証拠がある歟」と尋ねている 押而本家へ戻候趣ニ相見へル 跡目ハ定

定右衛門へは、「亡父道友より諸色譲請候よし申立ルガ、 証拠がある歟」と尋ね、「答 譲状出ス、読之」と朱書きし

「叉 定治へ」として「実子とハ申ながら、道友心躰ニ不叶、養子いたし家督譲候趣ニ相見へ、定右衛門方ニハ右之

証拠之書もの有之上ハ、其方の申分立かたひ」とあり、朱書きで「立而」と記す。

通

このくだりは「尋書を以承糺候処」とあり、 日記での写も全行数文字下げて記されている。「立而」などは口頭の記

録であろう。次に奉行役所での手続きの進行が記録されている。

定右衛門方は譲状と田畑ケ所付帳などの証拠になる「書物」を提出したので、忠之丞が受け取りこれを読上げ、ま

これも読み上げた上で、再び定治へ糺し、病中介護の時に涙ながらに伜を頼むといったということに関しても、「治定 た、定治へ渡したが受け取らなかったので定右衛門が預っていたという、いわくつきの高分けの書付を提出したので、

ことを確認し、その他関係文書は本人に返した。同日同時刻に定治とその付き添いとして村役人五人組と御用宿の竹屋 高分けの書付とを写し、その他の証拠関係文書を点検し、定右衛門の印形を譲り状と引き合わせ、手跡印形が相違ない いたし候申口も無之ニ付、尋書ニ有之通、申分難立旨」申し聞かせて、下げ置いた。かくて、譲り状と田畑箇所 対帳と

御代官詰所へ罷出内聞いたしたと記してあるが、この両人が担当奉行寺井三右衛門と相奉行寺田退蔵のことであれば、 町忠左衛門を公事方に呼び出し、次郎左衛門と掛かり忠之丞が立ち合い、次のように承り糺した。但し、 銘々とも両人

定治へは、 同人がさまざまに申し立てたが、「証拠ニ可成書物等道友より渡置候儀ニも無之上ハ申口之儀者難取申」、

襖か衝立の陰で内聞したのであろう。

斗ったことと見える、殊に宗門帳面ニも当定右衛門は一家内に相認め、定治は別して、同寺よりして又一家内と相認め われも無いし、譲り状にも実男子ありといえども、家督結ぶべきものでないと認め、定治は無きものと見た道友が取り また、養子縁組のことを知らなかったというのも「難立儀ニ而」、定治が家督相続していたのであれば、養子をする謂 ている上は、定治の申し分は成り立たないと、品々説諭をした処、「証拠ニ可成書物等も無之上ハ恐入候」と承服した

同日定治を承り糺した時と同じ立ち会い出席のもとで、原告定右衛門と被告定治方双方を呼び出したところ、 七ツ時

ので、「押而相尋候処同様恐入候由申候ニ付」定治を下げ置いた。

過ぎ(現在の三時半頃)に出廷したので、奉行の三右衛門が次のように申し渡した。

申渡

訴訟方 布敷村百姓 定右衛門

同村

相手方

跡式出入

其方共出入、遂吟味処、 申口迄之儀者双方共難取用、 譲状吟味之上、実子雖有之、名跡可譲ものニあらず、 仍而親類

相談之上、金次郎弟承助を養子ニ貰、家名家督家財一式相讓ル旨、親道友自筆ニ而親類加判之書付、承助事定右衛門讓 致所持罷在、 書面怪敷儀も無之上ハ、譲状之通、道友跡式ハ定右衛門と相心得、双方令和順、 再論二及間敷候、 右

申渡趣、 証文申付ル

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

同志社法学 五八卷一号

同志社法学

五八卷一号

正月

申し渡しが済むと、公事方へ呼び出し、証文を仰せ付ける旨を次郎左衛門が申し渡し、忠之丞が読み聞かせて印形を

取った。証文には庄屋年寄五人組が奥書し押印した。五人組助七は印形を持参しなかったので爪印を押させた

取って役所へ納めさせることを申達し、書付を請取った旨の一札を書かせた。

以上の申し渡しが済むと、定右衛門には、父之譲状本紙は役所に留め置くこと、

田畑箇所付帳本紙は返却し、

写しを

最後に申渡書壱通を御掛り家老織衛殿へ三右衛門から差し上げて、 相済候段を申し上げた。これは |無伺裁許御 申 石

と注記している。丑二月八日に、定治が滞り無く別家へ引き移って、一切が相済んだ旨、村役人から忠之丞へ届け出が 候節ハ如此定」に従ったのであると記している。その他、申渡書壱通を御代官植木半五へ渡している。 証の写を御用宿茶屋楠右衛門へ掛り忠之丞から申し渡した。但し「猥ニ外々へ為見候義ハ不相成段」を申し達し置 また、 申渡の請

あった。

本紙壱通、 通一件封置」、文政十二己丑年正月付で寺田退蔵と寺井三右衛門とが署名して(これが一件袋である)、裁許手続きは完 そこで、 訴状返答書控とも四通、 田畑何所付帳写壱冊、 申渡請書壱通、 無印の認書控とも式通、右請書壱通、定治用印紛失ニ付申出候書付壱通、 吟味ニ付定右衛門差出候書付類下げ遺候請取候旨壱通、

って、 で、提出され、保管されたかを確かめる手掛りがつかめはしないかと思う。 冗長になったが、この日記には、牧野家領郡奉行役所の跡式出入の全過程が記録されていたことがわかる。これによ 日記を欠き、 一件袋によって訴訟関係文書のみが残っている御徒文書のような文書も、どの時点にいかなる目的

この事件で郡奉行役所は、 おそらく事実を究明したのち、奉行役所内の評議によって、 申し渡しの原案を作成しなが

5 が必ず御仕置原案を伺っているのとは対蹠的であるが、公事出入事件の多くが下済和解によって処理されたからであろ 御用番家老織衛殿には伺わず、奉行専権で申渡しをおこない、御用番家老には事後に報告している。

うと思われる。当該事件が身分にかかわる事件であったからであろうか。

になされていることである。 注目されるのは、 裁許が本人の申口 同時に、身分関係の裁許が宗門帳の記載を重視しこれに証明力を認めたことが事実として (申立て) の如何にかかわらず、 客観的証拠の書物によって徹底して書証

翼をになっていたことが確認できる。御用宿は、 であったろう。公事宿は、当事者たちと奉行所をつなぐ、すべての連絡、付き添いにかかわっていて、 さらに、 また、 申渡書の請証文の写が勝訴した原告の公事宿に渡されていることは、公事宿の奉行所の行政補佐の機能の一環 申渡書のもう一通の写が御代官に渡されたのは、この事件が同一村内の一家内の争いであったからであろう。 他の事件では内済の調停の役をはたしていたことがわかる。 奉行所業務の

2 支配違の出入

前述の出入は、

同一村内の事件であったが、

京都の町の住民と丹後牧野家領の村人との出入ともなると、

領主側の添

弘・居石正和両氏によって解読されている。なお太右衛門の他に、 出入」と題された一件は、次のようにして開始された。この日記も、 八)子年十二月二十三日出訴、 当該相手方の領主の裁許組織に願出るものとされていた。その実例が次の訴訟である。文政十一(一八二 丑二月九日済の「京都相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛、 同訴訟人によって由良村源左衛門を相手とする訴訟 前件同様、『同志社法学』一九四号に、三阪佳 相手和江村太右衛門田地不差戻

も提起されていた

同志社法学

日と、 がまず入ったのは御用宿楠右衛門の処であり、 儀相願候間、 奉行所の与力以外に、 とでもあり、 に入ったものであるという。 てほしいというものであり、 て訴状添状とも持ち帰った。 れたものと思われる。 十年から天保六年まで京都西町奉行であった。その与力の名で添簡が発注されていたことが知られる。 力飯室助左衛門とあった。 べき旨を掛り奉行三右衛門が小頭守衛門へ申達した。添状は、 行事堀上町年寄宗助が小頭どもへ差し出したので、 ついては書いてあるが、 Ш |頭殿御内寺田 .城屋喜兵衛と付添人の嘉四郎は御用宿新町楠右衛門方へ止宿して届を提出した。この日記には訴状弍通添状とも月 太兵衛相手の訴状についてのみ、 出入名つまり、 此段拙者共より得御意候様被申候付、 吟味は翌年になるので、その間帰国するなり、勝手にせよ、と申し聞かせるようにと月行事宗助に申達す 「退蔵様・寺井三右衛門様」と宛て名を記し、 この場合には 訴状・添え状を受け取った奉行三右衛門は、 本紙には、 由良村源左衛門を相手取ったことは添状の表に書かれていないので、 神尾備中守元孝は文政八年から文政十二年まで京都東町奉行であり、 十二月廿三日付けで、 喜兵衛の亡父はもと、 訴状によれば、 各奉行所五人ずつの与力が連判している。その添状の最後は 「京都相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛、 返答書を出すように申しつけ、早く吟味に取りかかるようにするが、 喜兵衛が父から相続 おそらくは、 この訴訟は受理されたが、その受理手続きは、 丹後加佐郡石浦村に居住していたのが、古く山城屋喜兵衛方へ養子 如此御座候、 これを請取り添状を開封してみると、 御用宿の智恵で訴状等は月行事たる町年寄小頭共へ提出さ 差出人は神尾備中守組与力石嶋五三郎・ 白木の状箱に入り、 以上」とある。こうした添状付の訴状をもった喜兵衛 した田地で、 御用番織衛殿に持参し、 相手和江村太右衛門田地不差戻出入」とし 借銀の質にはいっているものを、 封目印してあって、 和江村太左衛門にかかる訴に 訴状を読み、 源左衛門への訴状は差し 「其表江願出度旨添状之 松平伊勢守定朝は文政 公事出 表書にある東西 松平伊勢守組与 表紙には その指 入頭書に提出 年末のこ 返還し 示を得 「牧野

御用番家老に届け、その裁可を得ることであった。

明けて正月十六日に、太右衛門の返答書が提出されたが、その内容は、安永三(一七七四)年の永代売買証文の写し

を証拠として添えて、その田地は永代売買で買い取った田地であると主張するものであった。

り返し、売買ではなく、借銀の担保にしたのだというが、すでに売買したものが死去しており、 再応申達させたけれども、 その後様々の取り調べの後、永代売ではなかったという二月六日付喜兵衛の答書を、二月七日に御席に御覧に 喜兵衛の言い分は、申口迄の儀にて得心しがたい様子がみえるので、 喜兵衛の申分の証 喜兵衛を呼び出 れ、

び出して申し渡すこととなった。そこで翌八日京都与力衆への返書・喜兵衛願書・新田書下・相手方返答書 美濃紙横帳に認め、 その旨を心得て其御支配所の指図に任せるよう申達すべきか。と、三右衛門が伺い、 ないので、「申分難取用、 御席へ掛り三右衛門から御覧に入れ、相済んだ。 其上対決之儀申立候へとも当所ニ而ハ他領之もの対決難成義ニ付、与力衆江之返書相渡ス間. 同日中に喜兵衛を九日五つ時に呼び出した。 何之通と仰せ聞かされたので、呼 口上書を

介・塩野此介が出廷し、奉行の三右衛門から決定の通り申渡した。要点は次の通であった。 九日には、 立合奉行退蔵・三右衛門、 出席次郎左衛門、 小頭守衛門・其右衛門、 掛忠之丞・ 仙蔵、 同心出人関根養

上は、 え取り扱い方もこれ無きニ付、 領分限りの役場にて対決いたさせ理非糺明之上裁許ケ間敷儀は成りがたき筋に付、然る上はここもとにおいてはこのう (前略) 殊に売り主買い主とも死失いたし候上は、 相手方へ申付方もこれ無きニ付、此の上強いて相願うとも…願いどおり取斗り遣わし候儀もいたしがたく、且つ 右の趣返状にも申遣わす間、其旨相心得返簡相渡し候上、 約条の有無は片口ニ而ハ申口迄の儀ニ付、 勝手に帰京いたすべく候」。 …外に証拠相見えざる

を取り戻すために京都へ稼ぎに出て、今は京都住居し、在郷の弟から母をひきとっているのに、 郷里の新屋跡は退転してしまうと申し立てたのに対し、「遠路罷越候事故、 昔は高四十石余も所持していたが、新田取り立て候入用に追々困窮となり、 可成義ニ候ハ、申付方も有之候へ 田地が少しもなくなり、 田地を返してもらえな 新田

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

事者への裁許と変わりない。 という明確な裁断であった。 であろう。 相手方へ申付方も無之段、 しかし、内容的には、 他領である京都町奉行を考慮して鄭重な言葉遣いではあるが、申渡しの実質は自領内の当 永代売買として、たとえ借銀を返却しても、担保と称する田地を返す指示はできない 為申聞、差戻ス」とある。支配違いの出入であり、その点を考慮して丁寧に扱ったの

れ有るべき哉の処、 のもの対決致させ候儀は成り難き義に付き、此の上当所にて相済むべき儀とは存ぜられず候に付き、 買い主とも死失の儀、其の上右躰の約条これ有り候はゝ、永代証文には認め間敷哉、且つは其訳書き入れ置き候筈にこ に齟齬いたし候に付き、 これを申す、 も差戻し呉れ候約条にて、 差出し候に付き、 候付き、相手太右衛門并に六左衛門とも相糺し候処、銘々書付差出し候に付き、則ち喜兵衛へ申達させ候処、 十二月廿三日喜兵衛願出候に付き、相手太右衛門呼び出し、返答書申付け、再応吟味致し候処、 こうして、京都東西町奉行所の五人ずつの与力たちへの返書が次のように記される。長文だが、読み下しておこう。 御切紙拝見いたし候、 永代売り紛れなく相見え候上は、 田地差戻さざる儀に付き、願出度き旨、 右田地永代売之証文差出し候に付き、六左衛門と申すもの引き合いこれ有り、 一覧致し候処、 其儀無く、 対決申付け呉れ候様申立て候へとも、たとえ六左衛門へ右様の約条いたし置き候とも、 然れば、 互いに得心の上地頭所よりの書付、 喜兵衛申し立て候趣、 証文は如何様にこれ有り候とも、 其御地相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛儀、 願成り難きと存じ奉り候に付き、其段喜兵衛え申達しさせ候処、 御添状之儀相願い、各様より御紙面之趣承知致し候、 申口迄の儀、とても決着致すべき儀とも存ぜられず、 新屋方に残し置き候儀の由、 右六左衛門え相対の儀は元銀差戻し候は 当領分丹後国加佐郡和江村百姓太右衛門 且つ太右衛門答えの趣大い 相糺し候処、 返答書の趣相違無き旨 其の旨喜兵衛へ達 同 人追願書差出 則ち去る子の 申口符合致 殊に御 、何時にて 尚又答書 売り主

す、

則ち太右衛門返答書并に永代証文、喜兵衛願書、

太右衛門・六左衛門口上書、喜兵衛答書等写し、

御目に掛け申し

候、此段よろしく仰せ上げられ、尚思し召しも御座候はゝ、仰せ聞かれ下さるべく候、右に付き、此度喜兵衛并村役人

嘉四郎罷帰り候に付き、 かくの如くに御座候、 以上

この返書によって、この裁許の全体の経過が分かるようになっている。

寺田退蔵・寺井三右衛門の連名で署名し、封は担当奉行だった三右衛門がおこなっている。ただし、「白木状箱入上書 神尾備中守様御組与力石嶋五三郎様、 松平伊勢守様御与力飯室助左衛門様を宛て名とし、 牧野内匠

上書又同様認め、 封目に封の字を記す」と注している。

きに同様認め、

同一袋には相ならず候へとも、

左の写し帳面等にて大封に相成り、

箱合い難きに付き、

箱を厚紙にて封

書いて、三右衛門が印を押し、 証拠などの文書七点の写しは、 右のように仕立て、 帳面上書の通、 順にして、 公事方が差し出したので、惣年寄を呼び出し、 あて所は認めず、 帳面を封じ、 表に、「願書返答書写」と 喜兵衛え相渡すよう

同日正午、 太右衛門と御用宿を召し出し、(年寄りたちには、 別に紙面で掛りから申し達した)次のように申し達し 申達する旨三右衛門が小頭ともえ申達し相渡した。

難き義に付き、 た。「京都相国寺門前九軒町山城屋喜兵衛、 其の旨申達し差し戻され候、これにより、 田地の儀に付き、其方へ相懸る一件、 最早御用もこれ無き間、 再応吟味の上、喜兵衛願の趣は成り 其旨相心得勝手に帰村致すべし」

と。

こうして郡奉行役所の裁許手続きは完了したが、日記はなお、そのあとに、山城屋喜兵衛が付き添い人とともに出立

いて、その後に、数通の関係文書野控えや写し、最後に京都与力の添え状本文などが封じられていた。興味深いのは、 件袋の内容が記されている。この一件袋には、喜兵衛と太右衛門のやりとりや証拠の写しなどの八通が一包みになって 御用宿楠右衛門から届出のあったことを次郎左衛門が奉行に報告したことが記され、最後に、 前にも述べた一

五八卷一号 九 二九

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

させる たちの添え状をもって牧野家領郡奉行所の御用宿へ出向き、その助言を得て町の年寄中の月行事に連絡したことを推察 せたことを示している。留守居代は、訴訟を取り次ぎはせず、やはり京都町奉行所に訴えた訴訟人本人が、 そのなかに、「右与力衆より同所御留守居代へ郡奉行名前問合書状」と、それに対する御留守居代からの書状が含まれ ていたことである。このことは、京都町奉行与力が添え状の宛て名を誰にするかを牧野家の京都留守居代官に問い合わ 直接、 与力

あり、 次に述べる「公事出入伺進達控」である。 以上のように、二つの出入の裁許過程が、 奉行が御用番家老に問い合わせたり、 伺った書類の内容は記されていない。 詳細に記録化されていることが知られる。ただし、郡奉行役所での日記で 別件ではあるがそれを記したのが、

三 公事出入伺進達控

味によって判明した事実の摘要と、 の事件によって記載されている内容はかなり多様である。 たことが一定の様式で記されているが、公事出入については、必ずしも、一定の様式があったわけではなく、その都度 もともと、この記録は、「公事出入吟味物何進達控」と題された冊子であるが、そのなかの吟味物の何進達控は、吟 奉行所内で評議した御仕置伺・類例など奉行から御用番家老に伺い、 その裁可 'を得

まず、史料を掲げて、内容を紹介しよう。

衛門」とあり、 この冊子の表紙には、「文政十一年戊子年九月ヨリ天保六乙未年十一月マデ、 郡奉行寺井三右衛門が担当した、 十四の案件が記載されている。 公事出入吟味物進達控五 落着した吟味物が五件、下済した出入

が一件、

裁許した公事が一件、半切進達が七件である。

1 質地出入一件(支配違出入)

そのなかで、文政十一年九月三日に三右衛門が御用番織衛に上った 「丹波何鹿郡山野口村重郎兵衛相手南山村之者三

人江相懸質地出入一件」という半切進達書類をかかげよう。

書面 一一同之通可申渡旨被仰聞承知仕候 寺田退蔵・寺井三右衛門

子九月七日

二付、 品有之候得共、畢竟貸借者相違無之相聞、 件 外 四 郎・ 丹波国何鹿郡山野口村重郎兵衛より南山村甚三郎相続人伜弥三郎・同村伝兵衛相続人伜仙右衛門・同村故久四郎 可成丈互二取扱候方可然義二付、 同村庄屋伝右衛門江相懸り候、 申口迄之義者敢而不及頓着、 双方御当地之者共ニ候ハ、、定例之通可申付候得共、 質地出入之儀、 先達而御届申上置吟味仕候処、 証文を以落着之積評議仕、 訴答之趣ハ彼是申立方其 相伺候趣、 右ハ支配違之引合 左之通

ニ御座候

子壱貫四百匁借用、年季明元銀返済候ハ、地所可請戻、尤御年貢諸役金子方ニ而可勤方相認、請人伝兵衛并庄屋伝 四ケ所添下田三畝二拾四歩字ひの蔵なる畑ケごぶろより上ミ畑壱ケ所、質入午年より戌年まで五ケ年季ニ相定、 甚三郎相認メ候証文式通之内、 壱通者端書ニ、五ケ年切入申本物証文と認、字一ケ谷口本谷之分両へらい肥山 銀

右衛門加印を以、重三郎宛ニ相認有之候

然ル処、利米として年々壱石七斗五升宛可相渡旨認有之 (朱) 「本文是迄之所ハ質地証文通法ニ御座 候

(朱) 「此義、地所金主方より作り、 御年貢諸役も金主方より差出候とも、 作徳米ハ可有之間、 利米二者及間敷哉之

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

同志社法学 五八卷一号

同志社法学 五八卷一号

候哉、証文之上ニ而者難分、此文段ハ通例ニ違哉ニ奉存候 所 地所二引合せ高金借り候付、利米差出候哉、又者質入之地所を直地主方へ預り作いたし候ゆへ、利米を出

其上少々も滞候ハ、、此書入取切、持高ニ成共、外江売払成共、勝手次第之旨認有之

(朱)「此儀、本文之趣認有之候上者、流地証文ニ茂相当可申と奉存候.

且、証文ケ所書之内、字ひの蔵なる畑こふろより上ミ之一筆者、畑壱ケ所と斗有之、位反別無之候

(朱) 「此儀相糺候処、本田畑ニ而ハ無之候得共、右地所も書入候段ハ無相違旨申之候.

谷合分畑有之、此分抜キ下田壱畝歩、外ニ同所いも迫と申林東西何歩区百間余質入、午年より申年迄三ケ年季相 銀子一貫弍百匁借用、其外義ハ前書同様之認方ニ而、利米ハ壱石四斗四升宛可相渡筈ニ認有之、是又請人久四

同人相認候証文壱通者、端書ニ三ケ年書入申本物証文と認、字一ケ谷両へらい共不残内ニ凡三十間と東西南北

いたし、重郎兵衛宛之証文有之ニ付、評議仕候処 郎・庄屋伝右衛門加印茂有之、同村伝兵衛宛之処、 右証文を以田地質証文と認、質入主伝兵衛、証人久四郎と加印

① 一 年季明十ケ年過候質地 流地 (元文二年極

御定書に(御定書下巻三十一質地小作取捌之事

(朱) 「是者通例質地証文ニ而、 者、本文之通流地二申付候義二御座候 年期明十ケ年迄之内訴出候分ハ、元金済方申付、 質地地主方江為請戻、 十ケ年過候

2 存、証文ニ加印不致ニおゐてハ不及咎 質地名所并反別無之、或ハ名主加印無之不埒証文 (寛保三年極 年限之無差別無取上、 名主 過料、尤名主質入之義不

(朱) 「是ハ質地証文名主加印有之候得共、質地之名所并反別無之不埒証文ニ相成、又者名所反別等茂有之候得共、

名主加印無之ハ、是又不埒証文ニ相成、本文之通無取上義ニ御座候_

○但右金子地主承届相対之上、地主を定水帳可相改旨名主へ可申渡、 有之ハ、定法之通済方可申付 尤名主質地相名主無之、 村方ハ組頭加印於

(朱) 「是ハ本文両様共ニ不埒証文ニ付、 出入者無取上、然ル所質入之地面流地致候分又ハ地主方江請戻候敷

も地主を定、水帳改候様ニ名主へ申渡候様ニとの事ニ候、尤名主置候質地相名主組頭等加印無之候得者.

本文之通、不埒証文ニ相成候義ニ御座候_

- 3 年季明不請戻候ハ、可致流地由之証文 年季明候期月より二ケ月過訴出候ハ、 流地 (寛保元年極
- (朱)「是ハ若返金済候ハ、質地流地ニいたし候旨認有之類、 流地と唱候義ニ御座候
- ○但年季明不請戻候ハヽ、永ク支配又は子々孫々迄構無之旨、且又此証文を以可致支配、 流地之証文ニ准し可申事 或者名田可致抔之文

(朱)「是ハ本文の外ニも年季明不請戻候ハ、、何年も手作可被成抔と認候文言茂流地ニ准し可申義ニ御座候」

- 一 又質元地主加印有之証文 元地主江済方定法之通可申付 (従前々之例
- (朱) 「是ハ金主質ニ取候地面を、年季不明内地主へ相対之上為致加判、 金滞候旨又質取候もの訴出候時者、元地主江定法之通日限済方申付候義ニ御座候 別人へ質入いたし候を又質ト唱、 此元質元
- (5) 質地元金済方申付候上金滞候ハ、 地面金主江渡シ流地 (従前々之例
- (朱)「是ハ定例流地文言無之質地証文、又ハ流地証文ニ而茂、返金及遅滞候節ハ質入之地面金主へ相渡候義ニ御座

○但直小作滞候ハ、可為棄捐事

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

同志社法学 五八卷一号

(朱) 「是ハ本文之通、 地面金主へ相渡候節者、 直小作滞有之候而も、 小作分ハ済方ニハ不及□□棄捐いたし候事」

無之間 節者金主勝手次第之旨相認候段、 申上候得共、地所金主へ為相渡候上ハ、前書御定五ケ条目但書ニ准し、 より拾三ケ年、一口ハ拾六ケ年ニ茂相成候儀故、 外両人とも死失いたし候得共、質地取遣いたし候姿相見、貸借無相違相聞候ニ付、 右之通、 御定式ケ条目に見合、 品々御定有之ニ付、 不埒 再応勘弁仕候処、 前書御定三ケ条目ニ見合、 証文ニ付、 証文通例ニ無之段ハ、認方不存故之儀ニ而、 無取上方ニも可有之候得共、 何れも流地ニ申付候方ニ可有之哉、 流地証文二相当、 別段済方申付候ニも及間敷哉、次ニ、滞之 一紙証文殊ニ新開之儀書入、 字ひの蔵なる畑ケ所之義者、 前書御定二見合、 然処、 利米滞之義茂重郎兵衛 今度之出入、甚三郎 一口ハ年季明 借用 位反別

四郎 る畑ケ壱ケ所之義ハ、 年季明より拾ケ年ニも相成、 然哉こ付、 たし候を不沙汰ニ差置候茂、 |加印いたし候上ハ、又質ニハ不相当候得共、取次質之趣意ニ可相成哉ニ付、又質ニ准し候取斗ニいたし候 訴詔人重郎兵衛江得其意を可請取旨申渡、 同呼出、 相対を以請戻候者格別、 証文之面不束之義茂相見候得共、 支配違ニ対し不宜ニ付、 不請戻段者不埒二付、 無左候ハ、、 且利米滞之義者 証文式通之通 一旦一同引渡させ、本証文質取主伝兵衛質置主ニ成 質地二入候趣二相聞、 相応之地所を見立替地可相済旨、 山林田畑共重郎兵衛方江可相渡、 証文之通地面相渡候上者 殊二貸借無相違段 甚三郎 用捨を以 一同申立 尤字ひの 相続人弥 両口共 棄捐 証 蔵ふ

双方の言い分は色々あるが、 被告は伜たちに代替わりしている) 史料に傍線を施した部分を中心にしてその経過を辿っておこう。 畢竟、 を相手取った質地出入に関する書類は、まず、 貸借に間違いはなく思われ、双方が領内の者であれば、 この重郎兵衛から南山村甚三郎以下三人 御用番家老に届けて吟味した結果、 定例通りに裁許するが、支 (いずれも

たし可遣候様申渡、

右一件二付、

庄屋書面詞之通□□

針で評議した結果を九月三日に御用番家老の織衛殿に伺い、同七日に織衛殿から伺の通でよいとの下知を得て執行した 配違いの引き合いなので、できるだけ双方が納得できるように、双方の申し立てはともかく、証文をもって解決する方 懸り郡奉行寺井三右衛門の責任で記録し、 相奉行寺田退蔵も署名したものである。

書類の内容は次の通りである。まず最初に二通の証文を吟味している。一通は、五ケ年切に入れ申本物証文で、

としては質地証文の通法通りに記してあることを認めた評議の結果が朱書きで記されている。ただし、利米を年々渡し

よいという文言をあげ、証文本文にこのように認めているのは、 は通例と異なっているという疑問点を朱書きで追記している。その上で、利米が滞ったならば、金主が勝手次第にして 行役所における評議を経た奉行の見解の内容は朱書で記載されている。 質物の田畑を耕作している金主は利息として別に作徳米を得ており、利米は不必要なはずで、この文段 流れ地証文にも該当すると朱書きした。このように奉

たことは間違いないと朱書きする。 もう一つの証文には、「位反別」が記載されていない。これは、本田畑ではない (新開か) が、この地所も書き入れ

入れ証文だと認めうる、と判断している。 次に、端書に三ケ年書入れ申す本物証文と記した文書も、前述の証文と同様の認め方で、 利米の記載もあり、 田 I地質

容を記載している。 この後には、郡奉行役所〔おそらくは調方であろうか〕で御定書を参照し、本件に適用するための解釈を評議した内

丸数字を記した、一つ書きの部分と頭に○を記した但し書き部分とが、御定書の引用であり、その後ろの朱書きの部

分が奉行らの評議の結果である

①の部分は、 通例の質地証文は年季明十ケ年内の訴訟であれば、元金済方を命じて質地は地主方へ請戻させるが、十

五八卷一号

三五

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

ケ年を過ぎているから、本文の通りに、流地に申し付けることとなると、 理解している。

- ②の部分は、質地の名所・上中下の位も反別もないことと、名主の加印がないという二重の意味で、 御定書に訴えを「無取上義」とある「不埒証文」に該当すると理解している。 不埒証文であ
- ③ は、 年季明け二ケ月過ぎまで請戻さなければ、流地となるが、その上本文にある文言からしても、 流地に准じて流
- ④又質については、元地主へ定法の通り、

地となると理解している。

⑤流地文言の無い質地証文或いは流地証文であっても返金遅滞の際は、 流地となり、 地面は金主に渡す。但し、その

日限済方を申付けると理解している。

場合に、 直小作で小作分が滞っていても、小作分は済方に及ばず、 棄捐いたす、と理解している。

以上のように解釈を加えて御定書を参照し、くりかえし検討した上、通例にない証文は証文の書き方を知らなかった

とみることとし、 金主へ渡すからには、 定書に照らして、年季明けから十ケ年以上過ぎているので、「流地に申付候方ニ可有之哉」と評議したとある。 当該の出入は、 御定書⑤但書に准じ、 被告側が両人とも死んでいるけれども、 別段元金を払わせるにも及ばない。次に、元金返却が滞った場合に金主勝 契約当時の実情は貸借に間違いないので、御 地所を

が、正確にいうと又質ではないが、 まにしておいた 埒証文として訴えを取り上げるべきでないこととなるが、それも、 手次第の文言も、 (当領分の不行届)なことで、「支配違ニ対し不宜ニ付」、年季内に質入れした別の金主伝兵衛がいる 御定書③に見合い、流地証文に相当する。位反別のない畑については、 取次質の趣旨とみて、又質に准じた取斗にするのがよいだろうと、 一紙証文に新開と書き替えずに借用したのをそのま 御定書②に見合、 本来なら不

年季明けから十ケ年以上も請け戻さなかったのは不埒であり、 証文二通の通り、 地面は重郎兵衛方へ渡す

名所位なき畑は、 相応の地を替え質として渡して済ませることを被告に申渡し、 訴詔人重郎兵衛には、

原案では如何か。 を承知して受け取るように申渡し、 地面を渡す以上は、利米滞りの点は用捨をもって棄捐するようにと申渡す、

である。 以上が、 伺の内容であり、先に述べたように、御用番家老は、 何の通との下知を下し、奉行によって執行されたもの

ここに引用されている御定書下巻の条文を『徳川禁令考』後集の別巻に載せられた「棠蔭秘鑑」と対比してみると、

牧野家領郡奉行役所で参照されたものは、棠蔭秘鑑以前の私写本であったと思われる。 定所の官本と比校して十三部作成され、後評定所の書庫に保管して留役や吟味物調役に貸し出したとされているから、 ④と⑤の順序が反対になっている。准公的な御定書たる「棠蔭秘鑑」は、石井良助氏の解題によると、天保十二年に評 いずれにせよ、このように、各

藩などに流布されていた御定書が念入りに参照されていた姿を知ることができる。

2 肥草薪山出入

前述の出入は、 支配違の出入であったので、次には、 同じ冊子に写されている、 同領内の「肥草薪山出入」を紹介す

まず、その表題部をあげよう。

「文政十三庚寅十二月廿二日織衛殿江退蔵上ル、去ル戌十一月十一日被仰聞候、 北吸村と余部上村肥草薪山出入吟味

る。 件は、文政九(一八二九)年十一月に御用番家老に裁許開始を許された事件で、四年かかって、漸く下済したものであ 仕候趣申上候書付、書面伺之通可仕旨被仰聞承知仕候、寅十二月廿三日寺田退蔵・寺井三右衛門」このように、 両村は、ともに、田辺城下町の西北にあたる、隣り合った村で、池之内組という同一大庄屋支配に属していた。解

近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成

同志社法学

決に長い期間を要した理由を、この書付は次のように述べている。

て、改めて吟味するよう、 去る文政九年十一月十一日に裁許手続きに入った北吸村・余部上村の山論は、年来差縺れ、 すぐに破れ、再び願書を差し出し、かれこれ入り組んだことで、 監物殿に仰せ聞かれたので、吟味した処は、次の通である。 仰せ付けられたので、古く巳年、文政四(一八二一)年最初に願出たときに戻り、 前の吟味の時に両村から申し立てたことは無視し 旦は内済を相願った 奉行所で

代するなどしたためである。 かくも長帳場となった理由は、 監物殿はおそらく前任郡奉行ででもあろうか。殿がついているのは、 書付によると、 山掛りなどの担当役人の役替が頻繁で、 監物殿の時代にも担当者が交 内済当時御用番頭で

吟味すべき旨、

でもあったからであろう。

此度相定候者」として、下済の内容を要約して報告している。 而相願候者重々恐入吟味猶予相願候二付、承届候処、 る。このように、双方の言い分が食い違うので、 引用されているが、それについて当代郡奉行は「此儀双方之申分不致符合候間、申口迄の儀と相聞申候」と記してい 書付には最初に両村の申分が要約されていて、その後に朱書きで、解決の延引した理由に関する奉行の説明が 周辺の村も含めて、 宝暦年中などの古い紛争なども引き合わされ、三十年余昔の訴訟での大庄屋の申し立てなども 奉行所は、「再応利害申聞吟味仕候処、 銘々御用宿より及掛合、 この下済の調停は御用宿によっておこなわれていたこと 無証拠申争之儀者扱人へ申請候由 吟味の趣□伏いたし、 此上強 〝記さ

熟談の上相極」、 双方入り込みの場所は、棹請けの田畑を除き、「残ル分之内四分尾通の方ニ而肥草薪とも年中入込之躰へ双方 杭を打ち「それより上へ尾通迄の内、以来双方年中入込場ニ相定」、双方無申分熟談内済致シ、扱人一

は、

御用宿が、

調停和解の准役所の役割を有していたことを物語っている。

下済の内容を摘記しておこう。

の意見はなかったので、「済口之趣承届候様可仕候哉、 同連印之済口証文差出申候」。そこで双方を呼び出し確かめたが、相違無き旨一同が申し、内済して差し支えがあると 先達而御沙汰之上吟味ニ取掛り候出入ニ付、入込之場所詰絵図

入会山の出入はこうして、内済で解決し、後の紛争に備えて、絵図に和解した入込場所の範囲を掛紙で記して解決し

二掛紙仕、相添奉伺候」。

たのである。 的な評価をくだす為には、さらに事例の検討を増やさねばならず、今後の課題としたい。 貫して御定書を参照し、書証に依拠して裁許する、いわば証拠主義が採用されていたことが印象的である。それに全体 以上、牧野家領郡奉行役所における出入の手続きでいかなる記録が作成されたかを知ることができた。そこには、一

同志社法学